

資料

経済政策協調促進のためのEEC理事会の諸決定

4月13日ブリュッセルで開催されたEEC理事会は、ローマ条約とくにその第105条、第145条(注)と委員会の勧告、欧州議会および経済社会評議会の意見を考慮し、加盟国相互間の経済政策協調促進のため、委員会の諸提案を採択した。その内容は次のとおりである(以下は原文の全訳)。

(注) ローマ条約第105条(抜)「第104条に掲げる目的(高水準の雇用、価格水準の安定、国際収支全体の均衡)の達成を容易にするため、加盟国はその経済政策を調整する。加盟国はこのため、それぞれの権限ある行政組織間および中央銀行間に協力関係を設定する。委員会は、理事会に対しこの協力関係の実現について勧告を行なう。」

第145条 「理事会はこの条約に定める目的の実現を確保するため、この条約に定める条件に従い、加盟国の一般的経済政策の調整を確保し、決定権を行使する。」

1. 中期経済政策委員会の設立

ローマ条約第2条の表現に従えば、共同体の使命は共同市場の設立および加盟国の経済政策の漸進的接近により、共同体全体における経済活動の調和した発展、持続的かつ均衡的な拡大、安定強化、生活水準のいっそう速やかな向上および加盟国間の関係の緊密化を促進することであり、

条約第6条(注)および第105条によって加盟国は各々の経済政策を協調させる義務があり、また第145条は理事会に対し加盟国の経済政策一般の協調を確保することを委任しており、

中期の予測的研究(*études prospectives*)は将来の経済的社会的発展にとっての手がかり(indications)を与え、各國ならびに共同体の決定について事後的にしかその影響がわからないような場合でもこれを明確にするものであり、

共同体の経済的社会的発展にとり決定的に重要な領域においては、加盟国および共同体諸機関のとの政策について密接な協調を確保することがとくに望ましく、さまざまな領域での実施が予定されている共通政策を長期的な経済見通しのなかに組み入れることが望ましく、

このために、その方向が共同体および加盟国の行動の手引きとなる(guider)ような中期経済政策プログラム(programme de politique économique à moyen terme)を準備し採用するための手続きを定めることが適当であるので、

(1) 加盟国における経済政策一般の協調に寄与することを目的として、中期経済政策委員会(Comité de politique économique à moyen terme)を設立する。

(2) 中期経済政策委員会の主たる任務は、利用可能なあらゆる情報とりわけ委員会に属する専門家グループ(groupe dépperts)の予測的研究をもとにして、中期経済政策プログラムの予備的草案(avant-projet)を準備し、加盟国および共同体の機関が対象期間中にとろうとする経済政策のあらましを明らかにし(exposer)、これら諸政策の協調を確保しようとするものである。このプログラムの対象期間はおよそ5年とする。

委員会は、中期経済政策委員会の作業をもとにしてプログラムの草案(projet de programme)を作成する。この草案においては、中期経済政策委員会の予備的草案と相違する点を指摘するものとする。

委員会はプログラムの草案を理事会に提出し、理事会は協議のため直ちにこれを欧州議会および経済社会評議会に付託する。

プログラムの採択には、理事会および加盟国政府の同意(accord)が必要とされる。

理事会および加盟国政府は、このプログラムによってカバーされる領域では、プログラムに示された方向(orientations)にしたがって行動するという意志をプログラムの採択によって表

明するものである。

中期経済政策委員会は、このプログラムを随時調整するため例年一回の検討を行なう。

(3) 中期経済政策委員会は加盟国における中期経済政策の運営に注目し、上記(2)の手続きにしたがって採択されたプログラムと両立するか否かを検討する。

委員会は、上記(2)に定める予測的研究と相違した結果が出る時は、その原因を探求するため経済情勢の分析を行なう。

中期経済政策委員会は理事会ならびに委員会の要請により、もしくは自らのイニシアティブに基づき、共同体の機関もしくは加盟国に対しそのとるべき経済政策について意見を述べる。

(4) 中期経済政策委員会の委員は、加盟国および委員会によって、各々2名ずつ任命される。加盟国および委員会は、また各2名の委員代理を指名することができる。加盟国によって任命される委員会のメンバーおよびその代理は、各國において経済政策一般について責任ある地位にある高官(hautes fonctionnaires)のなかから選任される。

この委員会の委員および代理の任期は2年であるが、再選も可能である。

(5) 中期経済政策委員会は、2か年の期間をもって事務所を設置し、内部規則を定めて理事会の同意を求める。理事会は委員会の意見を考慮した後にこれを決定する。

委員会は中期経済政策委員会の事務局を組織する。事務局は作業の準備および既存の諸機関もしくは作業グループとの連絡に当たる。

(6) 中期経済政策委員会は、問題の検討を専門家グループに委任することができる。

(7) 中期経済政策委員会は理事会および委員会に対して報告と意見を提出する。

なお、理事会議事録には次の二つの声明が盛り込まれた。

イ、第1の声明は中期経済政策プログラムの性格に関するもので、このプログラムは共同体および加盟国に対し量的な目標(objectifs de nature quantitative)を設定するものではないが、量的な指標(indications)を含むこと

まで排除するものではない。

ロ、第2の声明は各界代表との協議に関するもので、委員会はプログラム作成の過程において各界代表と協議を行なうが、このための手続きについては、理事会は欧州議会および経済社会評議会の見解を銘記するものとする。

2. EEC 加盟国の中銀総裁会議の設立

経済同盟(union économique)の漸進的な実現のためには、加盟国通貨間において為替相場の安定が確保されるように、経済金融政策を実施することが当然必要となるものであるから、

また、中共銀行間の協議機構を制度化し、中央銀行の個別の決定に先立って可能な範囲内で相互に協議を行なうこととすれば、加盟国の金融政策をより密接に協調させることができるのであるから、

(第1条) 加盟国中央銀行相互間の協力(collaboration)を発展させるため、EEC 加盟国中央銀行総裁会議(Comité des Gouverneurs des Banques centrales des Etats membres de la Communauté Economique Euro'peenne)を設立する。

(第2条) この会議のメンバーは加盟国の中銀総裁である。総裁に差しつかえのある場合は、当該中央銀行理事機関の他のメンバーに代理させることができる。委員会は通常この会議に招かれ、メンバー1名を代表として出席させる。他方総裁会議は、必要と認める場合、通貨評議会の重要な人物とくに議長を、それが差しつかえある場合は2名の副議長のうちの1名を招くことができる。

(第3条) 総裁会議は次の任務をもつ
中央銀行政策の一般的原則とその大綱について、とくに信用・金融市場および為替市場について、協議を行なうこと。

中央銀行の権限に属する主要な措置について定期的に情報を交換し、これらの措置について検討を行なうこと。この検討は、当該措置の実施前に行なわれるものとする。ただし諸情勢がそれを許さない場合、とくに当該措置の実施を遅延することができない場合はこの限りではない。総裁会議は、その任務の遂行に際し、共同体内外の金融情勢の推移に注意をはらう。

(第4条) 総裁会議は定期的に、かつ必要な際にはいつでも開催される。委員会は、状況により必要と認められた場合には緊急に総裁会議を召集するよう要求することができる。

(第5条) 総裁会議はその内部規則を定め、事務局を組織する。

3. 通貨評議会における国際金融関係の協議

国際金融関係について、各国の政策を緊密に協調させる必要があり、この協調を確保するためのもっとも適当な方法は通貨評議会において必要な協議を行なうことなのであるから、

(第1条) 国際金融関係の分野において、とくに以下の事項について、加盟国が重要な決定を行ないまたは重要な態度(*prises de positions*)をとる時はすべて、通貨評議会において協議する。

——国際通貨制度の一般的機能

いずれかの加盟国が国際協定の範囲内で利用可能な資金援助を仰ぐこと。

——1 加盟国もしくは多数の加盟国が第三國のために通貨支援のための重要な行動に参加すること。

(第2条) 加盟国における前記諸決定の採用ならびに法定的な態度の表明は、第1条の協議が行なわれた後に行なわれなくてはならない。ただし諸情勢がこれを許さない場合、とくに当該決定の採用延期に特別の支障が認められる場合はこの限りではない。

4. 加盟国通貨の平価変更に際し加盟国間で行なわれる事前協議の制度化に関するE E C加盟国政府代表者の声明

理事会に出席した加盟国政府の代表者は、

ローマ条約第107条が「各加盟国は為替レートに関する自国の政策を共通の利益に関する問題として取り扱う」と規定していることを考慮し、

加盟国の一国もしくは数か国が為替平価を変更する場合には、すべて加盟国間で事前協議が行なわれることが、その趣旨からも望ましいと考え、

この分野で行なわれる諸決定の性格を十分考慮に入れることを条件としてこうした協議が確実に行なわれるための方法について、通貨評議会が意見を述べるのは有益なことであると考え、

為替平価の変更は共同市場の実現およびその機能に重要な影響を及ぼすものであるから、委員会をこの協議に参加させるのが適当であると考え、以下のことを声明する。

——加盟国は、加盟国の一国もしくは数か国がその通貨の為替平価を変更する場合にはすべて、通貨評議会の意見にしたがって定められた適当な方法により、事前に協議することとする。

——委員会はこの協議に参加する。

5. 予算政策委員会の設立

理事会は、予算上の諸決定が加盟国および共同体の景気・金融情勢の推移に重大な影響を及ぼすものであることを考慮して、

加盟国の予算政策を検討し比較対照することが、経済・財政政策の調整を促進するために必要であると考え、

・上記の検討と比較対照を、加盟国政府およびE E C委員会の代表で構成するグループにおいて行なうよう制度化することが望ましいと考え、

以下の決定を行なう。

(第1条) 予算政策委員会(Comité de politique budgétaire)を設立する。この委員会は加盟国の予算政策の大綱を検討し比較対照する。

理事会もしくは委員会は予算政策委員会の意見を求める。

前項のほか、予算政策委員会はみずからのインシシアティブに基づき、その任務を十分に達成するため必要と判断した場合は、意見書を作成する。

(第2条) 予算政策委員会の構成は加盟国および委員会の任命する各々1名の正式メンバーならびに2名の代理者による。

(第3条) 委員会は、予算政策委員会の作業と通貨評議会および景気政策委員会の作業とを確實に調整、同調させる。

通貨評議会議長および景気政策委員会委員長は、予算政策委員会の会合にみずから参加し、もしくは代表者を出席させることができる。

(第4条) 予算政策委員会は2か年の期間をもって事務局を設置する。この期間は更新可能とする。予算政策委員会は内部規則を決定する。予算政策委員会の事務局は委員会が組織する。